別表第3の1(第7条関係)

　○国際地域学科の教養科目

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　科　目　区　分 | 　　 単　位　数 |
| 教　養　科　目 | 共通基礎科目 | 日本国憲法 | 2 | 16～18 | 30 |
| 体育 | 2 |
| 倫理・人権 | 2 |
| 外国語 | 4 |
| 外国語コミュニケーション | 2 |
| 外国語演習 | 2 |
| アカデミックスキル | 2 |
| 情報機器の操作 | 0～2 |
| 基礎教養科目 | 人文学系科目 | 2～4 | 6～8 |
| 社会科学系科目 | 2～4 |
| 自然科学系科目 | 2～4 |
| 現代地域教養科目 | 現代的教養科目 | 6 | 6 |
|  授業科目及び履修方法 1 日本国憲法については，日本国憲法2単位を開設し，必修とする。 2 体育については，体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し，必修とする。 3　倫理・人権については，倫理・人権2単位を開設し，必修とする。4 外国語については，外国語(英語)Ⅰ1単位を必修とし，開設する授業科目のうち3単位を選択必修とする。 5　外国語コミュニケーションについては，外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ1単位を必修とし，開設する授業科目のうち1単位を選択必修とする。 6 外国語演習については，開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。 7　アカデミックスキルについては，アカデミックスキル2単位を開設し，必修とする。 8　情報機器の操作については，情報機器の操作2単位を開設し，必修とする。ただし，地域協働専攻は選択とする。 9　人文学系科目については，開設する授業科目のうち2～4単位を選択必修とする。 10　社会科学系科目については，開設する授業科目のうち2～4単位を選択必修とする。 11　自然科学系科目については，開設する授業科目のうち2～4単位を選択必修とする。 |

別表第3の2(第8条関係)

 ○国際地域学科地域協働専攻の専門科目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　 | 科　目　区　分 | 単　位　数 |
| 専門科目 | 学科共通科目 | 教育マインド・コミュニケーション科目 | 4 | 80 |
| 国際地域学入門科目 | 6 |
| 専攻共通科目 |  | 16 |
| 専攻科目 | 50 |
| 卒業研究 | 4 |
| 授業科目及び履修方法 国際地域学科を置く各校において，別に定める。 |

別表第3の3(第9条関係)

　○国際地域学科地域教育専攻の専門科目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　 | 科　目　区　分 | 単　位　数 |
| 専門科目 | 学科共通科目 | 教育マインド・コミュニケーション科目 | 4 | 88 |
| 国際地域学入門科目 | 6 |
| 重点科目 | 異文化理解科目 | 4 |
| 特別な教育的ニーズ科目 | 4 |
| 専攻科目 | 66 |
| 卒業研究 | 4 |
| 授業科目及び履修方法 国際地域学科を置く各校において，別に定める。 |

別表第3の4(第11条関係)

　○国際地域学科のキャリア開発科目

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目　区　分 | 単位数 |
| キャリア開発科目 | 6 |
| 授業科目及び履修方法　キャリアガイダンスⅠ2単位を必修とし，開設する授業科目のうち4単位を選択必修とする。 |